

(第一二類 第四号)

第三十九回 國會衆議院

石炭対策特別委員会議録第十二号

昭和三十六年十月二十六日(木曜日)

卷之三

同外二件(岡田利春君紹介) (第一二)

ます。これを峻別して考えて参りませ

理事岡本 有田 博君
理事後閑 茂君 理事田中
理事中川 伊平君 理事周東 英雄君
理事多賀谷 優智君 理事岡田 利春君
理事安森 俊思君 理事松井 政吉君
理事大村 守工吉

委員會幹事會次官 沢山正信君及び田中武夫君が辭任につき、その補欠として古川丈吉君、安藤謙君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

委員安藤常吉、吉川丈吉君及び勝間田清一君辞任につき、その補欠とし
て濱田正信君、薩摩雄次君及び田中武夫君が議長の指名で委員に選任さ
れた。

十月二十五日

同外二十二件(并以關君紹介) (第
一〇七二号)
同(繩方孝男君紹介)(第一〇七二号)
同外一件(岡田春夫君紹介) (第二〇
七三号)

同(植兼次郎君紹介)(第一〇七五号)
同外四件(植崎弥之助君紹介)(第一〇七六号)
同(二宮武夫君紹介)(第一〇七七号)
同(細迫兼光君紹介)(第一〇七八号)

同(松井誠君紹介)(第一〇七九号)
同(森本靖君紹介)(第一一〇八〇号)
同(柳田秀一君紹介)(第一一〇八一号)
同(池田清志君紹介)(第一一七六号)

○有田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一
部を改正する法律案及び産炭地城振興臨時
措置法案の両案を一括して議題とし、質疑を
続行いたします。勝間田君。

同外二件(岡田利春君紹介)（第一一二七七号）
同(勝澤芳雄君紹介)（第二一七八号）
同(勝澤田清一君紹介)（第二二七九号）
同(田中武天君紹介)（第二一八〇号）
同(山口鶴男君紹介)（第二一八一号）
同(早稻田柳右エ門君紹介)（第二一八二号）
同(宇野宗佑君紹介)（第二二六二号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案内閣提出第三(七七号)
産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

いと考えるわけであります。
御案内の通り、今石炭労働者は深刻な窮屈に立たされております。すでに過去二カ年間に六万人からの労働者が首を切られました。またこれからも、政府の計画によれば、六万人からの首が切られようといたしております。また、現に働いておる諸君から申しまするならば、毎日のように賃金引き下げの資本家側からの攻勢にあつておるわけであります。しかも最近の鉱害は非常にはなはだしくて、一日に三人も死んだり、百数十名が鉱害の被害を受けたのがをしておるという状況であります。まことに、石炭労働者の今日の窮状は目に余るものがあると同時に、一日もこれに対する対策をゆるがせにすることのできない実情にあると思うのであります。要是雇用と生活の不安におののいておるというのが、今日の石炭労働者の実態でありましょう。この窮屈した、しかも基本的な問題につながる労働政策の問題を考えてみたときに、二つに大別して対策を立てる必要がある。すなわち、一つは、いわゆる離職者対策といわれるものでありまして、現に首を切られておる諸君、ある

いと考るわけであります。御案内の通り、今石炭労働者は深刻な窮乏に立たされております。すでに過去二カ年間に六万人からの労働者が首を切らました。またこれからも、政府の計画によれば、六万人からの首が切られようといたしております。また、現に働いておる諸君から申しまするならば、毎日のように賃金引き下げの資本家側からの攻勢にあっておるわけであります。しかも最近の鉱害は非常にはなはだしくて、一日に三人も死んだり、百数十名が鉱害の被害を受けたがをしておるという状況であります。まことに、石炭労働者の今日の窮状は目に余るものがあると同時に、一目もこれに対する対策をゆるがせにすることのできない実情にあると思うのであります。要是雇用と生活の不安におののいておるというのが、今日の石炭労働者の実態であります。この窮迫した、しかも基本的な問題につながる労働政策の問題を考えてみたとき、二つに大別して対策を立てる必要がある。すなわち、一つは、いわゆる離職者対策といわれるものでありまして、現に首を切られておる諸君、あるいは、やむを得ず将来解雇されるかもしれない諸君、いわば離職者に対する対策というものがあると思うのであります。もう一つは、現に働いておる労働者、この労働者の今後における雇用と生活の安定を期していくためには、いかなる政策を行なわねばならないか、この問題であろうと思うのであり

ます。これを峻別して考えて参りませんと、労働政策を誤るのではないか、こういう見解に立ちまして、私は總理大臣に、まず離職者に対する対策をどう考えていらっしゃるか、この点について具体的の方針を明らかにしていただきたいのです。

第一に、問題を端的に申します。すなわち、ただいま申しましたように、六万人の労働者がすでに首を切られておりますが、今までの政府の対策にもかかわらず、再就職、再就業の状況はきわめて悪いのであります。その特徴として見まするならば、まず、中高年、この年令層の諸君、これは同時に家族構成員が多いのであります、これらの諸君の再就職のきわめて困難であるということ、これが一つの大きな特徴であると思うのであります。同時に、再就職が行なわれましても、就職先が主として中小企業に限られています。そういうこととも相まって、労働賃金を初めとして、労働条件がきわめて悪いというものが今日の特徴であります。いわば、就職が困難で、就職しても労働条件が悪いというものが、今日の特徴であります。従つて、ここで当然必要になつて参りますのが、再雇用を積極的に奨励する、同時に、労働者の生活破綻を来たさせないために、前職の賃金を補償するという国家措置が必要になつてくるのではないか、従つてこの際、この再雇用奨励と前職賃金の補償の国家措置を政

行なう上において当然問題になつてくる問題が二つあると思う。すなち、

一つは財源をどう確保するかという問題です。これを一般会計に求めるとい

う方式もありますけれども、事の性質と、また、ドイツあたりで実行してお

る状況というのもから判断いたしまし

て、私はこの際、石油の輸入税を、御存じの通り、現在六%しか取つておりませんが、從来の一〇%に復元して、その財源をもつて充てるという方法を柱にして、やはり財政措置を講ずる必要があると思う。これに対する総理大臣の明快な御回答をいただきたい。

あります。

第二類第四号

石炭対策特別委員会議録第十二号 昭和三十六年十月二十六日

につきましては検討いたしております。

○勝間田委員 もう一步というところ

でありますけれども、これは今後の一

つの議論でもあろうと思ひますから、必ずしもきょう結論が得られるものと

も実は考へませんが、今、一つの方法

式はあくまでも総理に要求いたして参りたいと考えておりますので、総理も

真剣にこの問題の実現に努力を願いたい。

もう一つの問題は、補正予算の問題

であります。もし以上の諸政策が必要

でありますするならば、この政策を来年

の四月まで待つということは、理論的

にも実際的にもまずいことだと思います。

たとえば、もしわれわれ

の要求通りに、また労働大臣の示唆

された通りに、何らかの雇用の奨励な

り、前職補償に近い形のものを考へる

とするならば、来年の四月まで待つて

おるというやり方だと、かえつて雇用

をおくらしてしまおそれもある、そ

れまで待たしてしまおそれもある。

そういう点などを考へてみると、緊急性から見ても、また理論的に

見ても、また現実の要求から考へてみ

ましても、私はこの際、この問題に対

して補正予算なりあるいは他の方法な

りで、財政措置を急務とする必要があ

ると思う。この点に対する総理大臣の

見解を承りたい。

○池田国務大臣 先般、住宅その他の

問題につきまして緊急の措置をいたし

ました。それに三億円余りかかるの

じやないか。これは予備費の方から予

定しておるようあります。そして、

つきましては検討いたしておるわけ

あります。

○勝間田委員 もう一步といふところ

でありますけれども、これは今後の一

つの議論でもあろうと思ひますから、必ずしもきょう結論が得られるものと

も実は考へませんが、今、一つの方法

式はあくまでも総理に要求いたして参りたいと考えておりますので、総理も

真剣にこの問題の実現に努力を願いたい。

もう一つの問題は、補正予算の問題

であります。もし以上の諸政策が必要

でありますするならば、この政策を来年

の四月まで待つということは、理論的

にも実際的にもまずいことだと思います。

たとえば、もしわれわれ

の要求通りに、また労働大臣の示唆

された通りに、何らかの雇用の奨励な

り、前職補償に近い形のものを考へる

とするならば、来年の四月まで待つて

おるというやり方だと、かえつて雇用

をおくらしてしまおそれもある、そ

れまで待たしてしまおそれもある。

そういう点などを考へてみると、緊急性から見ても、また理論的に

見ても、また現実の要求から考へてみ

ましても、私はこの際、この問題に対

して補正予算なりあるいは他の方法な

りで、財政措置を急務とする必要があ

ると思う。この点に対する総理大臣の

見解を承りたい。

○池田国務大臣 先般、住宅その他の

問題につきまして緊急の措置をいたし

ました。それに三億円余りかかるの

じやないか。これは予備費の方から予

定しておるようあります。そして、

つきましては検討いたしておるわけ

あります。

○勝間田委員 もう一步といふところ

でありますけれども、これは今後の一

つの議論でもあろうと思ひますから、必ずしもきょう結論が得られるものと

も実は考へませんが、今、一つの方法

式はあくまでも総理に要求いたして参りたいと考えておりますので、総理も

真剣にこの問題の実現に努力を願いたい。

もう一つの問題は、補正予算の問題

であります。もし以上の諸政策が必要

でありますするならば、この政策を来年

の四月まで待つということは、理論的

にも実際的にもまずいことだと思います。

たとえば、もしわれわれ

の要求通りに、また労働大臣の示唆

された通りに、何らかの雇用の奨励な

り、前職補償に近い形のものを考へる

とするならば、来年の四月まで待つて

おるというやり方だと、かえつて雇用

をおくらしてしまおそれもある、そ

れまで待たしてしまおそれもある。

そういう点などを考へてみると、緊急性から見ても、また理論的に

見ても、また現実の要求から考へてみ

ましても、私はこの際、この問題に対

して補正予算なりあるいは他の方法な

りで、財政措置を急務とする必要があ

ると思う。この点に対する総理大臣の

見解を承りたい。

○池田国務大臣 先般、住宅その他の

問題につきまして緊急の措置をいたし

ました。それに三億円余りかかるの

じやないか。これは予備費の方から予

定しておるようあります。そして、

つきましては検討いたしておるわけ

あります。

○勝間田委員 もう一步といふところ

でありますけれども、これは今後の一

つの議論でもあろうと思ひますから、必ずしもきょう結論が得られるものと

も実は考へませんが、今、一つの方法

式はあくまでも総理に要求いたして参りたいと考えておりますので、総理も

真剣にこの問題の実現に努力を願いたい。

もう一つの問題は、補正予算の問題

であります。もし以上の諸政策が必要

でありますするならば、この政策を来年

の四月まで待つということは、理論的

にも実際的にもまずいことだと思います。

たとえば、もしわれわれ

の要求通りに、また労働大臣の示唆

された通りに、何らかの雇用の奨励な

り、前職補償に近い形のものを考へる

とするならば、来年の四月まで待つて

おるというやり方だと、かえつて雇用

をおくらしてしまおそれもある、そ

れまで待たしてしまおそれもある。

そういう点などを考へてみると、緊急性から見ても、また理論的に

見ても、また現実の要求から考へてみ

ましても、私はこの際、この問題に対

して補正予算なりあるいは他の方法な

りで、財政措置を急務とする必要があ

ると思う。この点に対する総理大臣の

見解を承りたい。

○池田国務大臣 先般、住宅その他の

問題につきまして緊急の措置をいたし

ました。それに三億円余りかかるの

じやないか。これは予備費の方から予

定しておるようあります。そして、

つきましては検討いたしておるわけ

あります。

○勝間田委員 もう一步といふところ

でありますけれども、これは今後の一

つの議論でもあろうと思ひますから、必ずしもきょう結論が得られるものと

も実は考へませんが、今、一つの方法

式はあくまでも総理に要求いたして参りたいと考えておりますので、総理も

真剣にこの問題の実現に努力を願いたい。

もう一つの問題は、補正予算の問題

であります。もし以上の諸政策が必要

でありますするならば、この政策を来年

の四月まで待つということは、理論的

にも実際的にもまずいことだと思います。

たとえば、もしわれわれ

の要求通りに、また労働大臣の示唆

された通りに、何らかの雇用の奨励な

り、前職補償に近い形のものを考へる

とするならば、来年の四月まで待つて

おるというやり方だと、かえつて雇用

をおくらしてしまおそれもある、そ

れまで待たしてしまおそれもある。

そういう点などを考へてみると、緊急性から見ても、また理論的に

見ても、また現実の要求から考へてみ

ましても、私はこの際、この問題に対

して補正予算なりあるいは他の方法な

りで、財政措置を急務とする必要があ

ると思う。この点に対する総理大臣の

見解を承りたい。

○池田国務大臣 先般、住宅その他の

問題につきまして緊急の措置をいたし

ました。それに三億円余りかかるの

じやないか。これは予備費の方から予

定しておるようあります。そして、

つきましては検討いたしておるわけ

あります。

○勝間田委員 もう一步といふところ

でありますけれども、これは今後の一

つの議論でもあろうと思ひますから、必ずしもきょう結論が得られるものと

も実は考へませんが、今、一つの方法

式はあくまでも総理に要求いたして参りたいと考えておりますので、総理も

真剣にこの問題の実現に努力を願いたい。

もう一つの問題は、補正予算の問題

であります。もし以上の諸政策が必要

でありますするならば、この政策を来年

の四月まで待つということは、理論的

にも実際的にもまずいことだと思います。

たとえば、もしわれわれ

の要求通りに、また労働大臣の示唆

された通りに、何らかの雇用の奨励な

り、前職補償に近い形のものを考へる

とするならば、来年の四月まで待つて

おるというやり方だと、かえつて雇用

をおくらしてしまおそれもある、そ

れまで待たしてしまおそれもある。

そういう点などを考へてみると、緊急性から見ても、また理論的に

見ても、また現実の要求から考へてみ

ましても、私はこの際、この問題に対

して補正予算なりあるいは他の方法な

りで、財政措置を急務とする必要があ

ると思う。この点に対する総理大臣の

見解を承りたい。

○池田国務大臣 先般、住宅その他の

問題につきまして緊急の措置をいたし

ました。それに三億円余りかかるの

じやないか。これは予備費の方から予

定しておるようあります。そして、

つきましては検討いたしておるわけ

あります。

○勝間田委員 もう一步といふところ

でありますけれども、これは今後の一

つの議論でもあろうと思ひますから、必ずしもきょう結論が得られるものと

も実は考へませんが、今、一つの方法

式はあくまでも総理に要求いたして参りたいと考えておりますので、総理も

真剣にこの問題の実現に努力を願いたい。

もう一つの問題は、補正予算の問題

であります。もし以上の諸政策が必要

でありますするならば、この政策を来年

の四月まで待つということは、理論的

にも実際的にもまずいことだと思います。

たとえば、もしわれわれ

の要求通りに、また労働大臣の示唆

された通りに、何らかの雇用の奨励な

り、前職補償に近い形のものを考へる

とするならば、来年の四月まで待つて

おるというやり方だと、かえつて雇用

をおくらしてしまおそれもある、そ

れまで待たしてしまおそれもある。

は思うのであります。従つて、この言

い方はなかなかむづかしいと思うのでありますけれども、必要性という点を

あります。そこで、私は最低賃金の保障制度を石炭労働者に確立することだ

と思います。そこで、私は最低賃金の保

持費でまかなく、あるいは、まかねな

い場合には、財政措置を講ずることは

当然のことである。そこで、私は最低賃

金の保障制度を確立することだ

と思います。そこで、私は最低賃金の保

持費でまかなく、あるいは

お尋ねをいたします。

過般総理大臣は、労働者の代表と会見をせられまして、自分はいいと思つて二年来やつて参つたけれども、石炭政策が今日の状況に立ち至つたことは、については責任を感じてゐる、想を新たにして思い切つた政策をとつてみたい、こういうお話をございました。また私、河上委員長との会談に列席させていただきましたが、さういの川原に石炭を積むような石炭政策はやりたくない、この際根本的に一つ考えてみたいたい、こういう熱意ある表明がなされたわけであります。私はこの言葉を、一時のがれの言葉としてではなくて、率直に、誠意ある回答として受け取りたいのであります。しかし今日の労働者が望んでいることは、首切りや賃下げだけがあたかも合理化であるかのごとく、経営者や政府の態度はそうとしか受け取れない面が見える、これを根本的に改めてもらいたい。私は石炭政策に対する政策の転換を要求するといふのはここだと思う。ここがポイントだと思う。離職者対策だけではない。そだと実は私は思うのであります。従つて池田総理に私は望みたいことだし、同時に、この日々に賃下げをされた通産大臣にも望みたいことでありますけれども、離職者対策をしっかりと生じして働いていける石炭政策というものをこの際立て、積極的に雇用と生活の安定をさせるのだ、完全雇用させらるべきだという熱意と方針というものが

この際必要じやないか、こうしたせつば詰まつた考え方からいたしますならば、私がます指摘しなければならぬと思つるのは、現在の経営者の態度であります。よく労働者の要求をアベック闘争というように新聞に出ております。私は、これは根本的に間違いたと思う。もとより共通した問題があり、池田総理がかつて、石炭労働者も資本家も石炭を守つていきたいということを考えてきたということは、不幸中の幸いだと言われたことがある。共通した問題はあるに違ひないけれども、しかし今日の石炭経営者がとつておる態度といふものは、あたかも首切りと質下げが常道であるかのごとくあるまつてゐる。もとよりわれわれは炭層の関係が悪くて、どうしても閉山しなければならぬ、あるいは、自然の資源を今日利用しておるのであるから、これがおしまいになつたならばやめなければならぬという問題もあるだらうと私は思う。しかし、貸下げと首切りが合理化だという考え方に基づいた今日の風潮は、私は絶対に私拭しなければならぬものだと思う。特に最近、大手の筋で経営者はほんとうに、努めたかといふところは、この際、これに便乗してやつておなれば、端的に言えば、日本の財閥は、石炭資本から成長してきたことは明らかである。投資の形態から見ても、本格的に縦坑を掘つていこう、深角的な経営をやろう、石炭需要を増大させるために努力しよう、こういう態勢を今まで経営者が常にとつてきたことは、必ずしまつた考え方からいたしますならぬと思つます。

できて新しい賃金体系が生まれる、私たちはこういう建設的な意味においてしごく賛成であります。山自身に非常な不均衡が賃金体系にあることは、必ずしもこれは安定産業とは言い得ない、ここに一つの議論がある。もう一つは、首切りと簡単に言われますが、これは、山のうちにはすでに寿命のきた山がある。石炭だって四十年も五十年も掘れば、これは当然限度へきます。そういう意味の閉山もあります。だから、おそらく経営者も、積極的に好んで賃下げをやるわけでもないだろう、また、好んで首切りなどするわけでもない。それこそ、ただいま総理が言われた通り、いわゆる賃下げ、首切りといふものが経営者の当然の施策として採用されいかぬことは、私もよくわかります。ただいま申し上げますように、あるいは山の寿命がきて閉山せざるを得ない、あるいは合理化をいろいろ政府の指示のもとに進めてみても、採算制の点においてどうしても引き合わない、政府の買い上げに応ぜざるを得ない、こういうような山があるわけであります。そういう場合の整理ということはやむを得ない、また、大きな山において整理が行なわれる場合は、やはり新炭田の開発——未開発の地域がずいぶんあります。今調査をしている有希望な山が八地区あります。そのうちでも特に有望だと指摘されておるのが三つもある、こういうのが積極的に開発される。そして、山に入りました労働者が山を愛しておりますの気持に対応し得るよう、そういうところへ吸収し得るよう、積極的な炭山開発の計画を進めていくべきだ、かように私は考えます。だから、言葉だけでは

比率の三二%を維持してもらいたい、そうするならば、エネルギーの需要増大に伴って出炭も多くなるだろう、それは最小限度の要求であると考えるのでは、私は実は当然だと思う。従つて、五千五百万トンが政府の最終的な目標であつて、これのために合理化が行なわれるのだという考え方でいくならば、私は労働者は働かないと思う。こうした矛盾した政策をとつておつて労働者に生産性の向上を要求することは、私は間違いだと思う。この問題は保守党の中にも、国内資源の問題としても考えていけ、単なる重油とのメタリット・システムで考えるな、いろいろな問題と相合わざつて総合エネルギー政策になると私は思うけれども、現在の五千五百万トンが最終的なものではなくて、現在の石炭の三二%程度のものは今後の石炭の地位として確保していくべき点を明らかにしたい。

○池田国務大臣 各国の状況はもちろ

ん参考になりますけれども、日本の炭層その他炭田に対する調査もやり、そしてまた、重油の使用が、ほかの国よりもどちらかといえば、割に日本は余件がいいということもいわれておるのあります、一律には参りませんが、今お話を五千五百万トンに将来ともくつきまして合理化をやり、そして立つていけないものは一応の閉山計画をやつた、あの当時は四千八百万トンくらいじやなかつたかと思ひます。そこで、三十八年におきましては五千三

百万トンないし五千五百万トンが適當である、それを見通して二年前に計画立てたのでござります。その後の経過を見ますと、最近の状況では五千五百万トンにはまだいついていないと思います。それは炭質の違うのも入れればあります。それは炭質の違うのも入れれば、支その他から申しまして、国内資源の開発ということは第一に考えなければならぬ。何も、今後永久に五千五

トン以上は掘らないのだということは、だれもきめていない。一応この前の合理化対策のときには、三十八年にその程度で計画を立てていこう、こういうのであります。だから、炭鉱の現状を見てながら考えていかなければならぬ。重油の競争関係、そして国内資源の開発、雇用の問題等々から、この問題は彈力的に考えなければならぬと思います。

○有田委員長 勝間田君、総理は、約束の時間が済みましたので、通産大臣と労働大臣は残つてもらいますけれども、あと一問だけです。

○勝間田委員 今、弾力性ある態度をとつていくという考え方でありますか

○池田国務大臣 そういう方向でせつたと思います。

○有田委員長 勝間田君、総理は、約束の時間が済みましたので、通産大臣と労働大臣は残つてもらいますけれども、あと一問だけです。

○勝間田委員 今、弾力性ある態度をとつていくという考え方でありますか

○池田国務大臣 そういう方向でせつたと思います。

○有田委員長 他に質疑の通告もありませんでした。しかし同時に、

これから生産体制なり、総合エネルギー政策なり、いろいろの面における

基本的な政策と、これは、今国会と次期国会を通じて重要な課題となると私は思う。特にこの国会はやがて数日で終わるわけでありますから、問題は

基本的に立てられるべきだと思います。

○有田委員長 それで、順次討論、採決を行ないます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案についての議事を進めます。

本案を討論に付します。中村重光君。

○中村(重)委員 私は、ただいま議題となつてゐる石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対しまして、反対の討論を行なわんとするものであります。

この改正案は、一年前的情勢の中に見ながら考えていかなければならぬ。重油の競争関係、そして国内資源の開発、雇用の問題等々から、この問題は彈力的に考えなければならぬと思います。

○池田国務大臣 そういう方向でせつたと思います。

○有田委員長 他に質疑の通告も

あります。

ませんので、両案についての質疑は終局したものと認めます。

このよ

うな情勢となつておりますと

ころの合理化法の一部改正をするとい

うこの法律案は、その内容に、現在の

合理化を強く推し進めるために、保証

基金を設定をして、石炭合理化事業団

が銀行に保証するという、その保証業

務を新たに設けようとするのであります。

して、このことは、現在行なわれてお

らぬ首切り合理化というものをさらに強

めていこうという、その考え方に基づ

いておるということを指摘しなければ

ならないであります。従いまして、

私どもは、今までいろいろと論議さ

れて参りました過程から考えてみまし

ても、このよ

うな首切り政策というも

の、このよ

うな首切り合理化を推進し

ていくというよ

うな法律案というも

は、これは時代逆行であり、情勢が大

きく変化いたしました今日の状況には

適合しないということを、強く指摘し

たいと思うのであります。池田総理

は、先ほど勝間田委員の質問に対しま

して、さいの川原の石積み的な首切り

合理化の政策はやらないと言つたとい

う指摘に対しまして、そうした手紙が

自分に来たのだということを言つたに

すぎないということをございました

が、そうした考え方というものを肯定

するという意味の言明がありましたこ

と、これまで御承知の通りであります。

さらに、佐藤通産大臣は、昨日の

委員会の答弁の中において、石炭産業

を、経営者も労働者も誇りを持つて、

なさればならぬという意味の報告が

なされておりますこと、これまた御承

知の通りであります。第四には、石炭政策を換軸をしなければならない、石炭鉱業というものを安定させなければならぬという世論が非常に高まつてきています。

このよ

うな情勢を考えてみますと

この法律案は、その内容に、現在の

合理化を強く推し進めるために、保証

基金を設定をして、石炭合理化事業団

が銀行に保証するという、その保証業

務を新たに設けようとするのであります。

して、このことは、現在行なわれてお

らぬ首切り合理化というものをさらに強

めていこうという、その考え方に基づ

いておるということを指摘しなければ

ならないであります。従いまして、

私どもは、今までいろいろと論議さ

れて参りました過程から考えてみまし

ても、このよ

うな首切り政策というも

の、このよ

うな首切り合理化を推進し

ていくというよ

うな法律案というも

は、これは時代逆行であり、情勢が大

きく変化いたしました今日の状況には

適合しないということを、強く指摘し

たいと思うのであります。池田総理

は、先ほど勝間田委員の質問に対しま

して、さいの川原の石積み的な首切り

合理化の政策はやらないと言つたとい

う指摘に対しまして、そうした手紙が

自分に来たのだということを言つたに

すぎないということをございました

が、そうした考え方というものを肯定

するという意味の言明がありましたこ

と、これまで御承知の通りであります。

さらに、佐藤通産大臣は、昨日の

委員会の答弁の中において、石炭産業

を、経営者も労働者も誇りを持つて、

なさればならぬという意味の報告が

なされておりますこと、これまた御承

知の通りであります。第四には、石炭

政策を換軸をしなければならない、石

炭鉱業というものを安定させなければ

ならぬという世論が非常に高まつてき

ています。

このよ

うな情勢を考えてみますと

この法律案は、その内容に、現在の

合理化を強く推し進めるために、保証

基金を設定をして、石炭合理化事業団

が銀行に保証するという、その保証業

務を新たに設けようとするのであります。

して、このことは、現在行なわれてお

らぬ首切り合理化というものをさらに強

めていこうという、その考え方に基づ

いておるということを指摘しなければ

ならないであります。従いまして、

私どもは、今までいろいろと論議さ

れて参りました過程から考えてみまし

ても、このよ

うな首切り政策というも

の、このよ

うな首切り合理化を推進し

ていくというよ

うな法律案というも

は、これは時代逆行であり、情勢が大

きく変化いたしました今日の状況には

適合しないということを、強く指摘し

たいと思うのであります。池田総理

は、先ほど勝間田委員の質問に対しま

して、さいの川原の石積み的な首切り

合理化の政策はやらないと言つたとい

う指摘に対しまして、そうした手紙が

自分に来たのだということを言つたに

すぎないということをございました

が、そうした考え方というものを肯定

するという意味の言明がありましたこ

と、これまで御承知の通りであります。

さらに、佐藤通産大臣は、昨日の

委員会の答弁の中において、石炭産業

を、経営者も労働者も誇りを持つて、

なさればならぬという意味の報告が

なされておりますこと、これまた御承

知の通りであります。第四には、石炭

政策を換軸をしなければならない、石

炭鉱業というものを安定させなければ

ならぬという世論が非常に高まつてき

ています。

このよ

うな情勢を考えてみますと

この法律案は、その内容に、現在の

合理化を強く推し進めるために、保証

基金を設定をして、石炭合理化事業団

が銀行に保証するという、その保証業

務を新たに設けようとするのであります。

して、このことは、現在行なわれてお

らぬ首切り合理化というものをさらに強

めていこうという、その考え方に基づ

いておるということを指摘しなければ

ならないであります。従いまして、

私どもは、今までいろいろと論議さ

れて参りました過程から考えてみまし

ても、このよ

うな首切り政策というも

の、このよ

うな首切り合理化を推進し

ていくというよ

うな法律案というも

は、これは時代逆行であり、情勢が大

きく変化いたしました今日の状況には

適合しないということを、強く指摘し

たいと思うのであります。池田総理

は、先ほど勝間田委員の質問に対しま

して、さいの川原の石積み的な首切り

合理化の政策はやらないと言つたとい

う指摘に対しまして、そうした手紙が

自分に来たのだということを言つたに

すぎないということをございました

が、そうした考え方というものを肯定

するという意味の言明がありましたこ

と、これまで御承知の通りであります。

さらに、佐藤通産大臣は、昨日の

委員会の答弁の中において、石炭産業

を、経営者も労働者も誇りを持つて、

なさればならぬという意味の報告が

なされておりますこと、これまた御承

知の通りであります。第四には、石炭

政策を換軸をしなければならない、石

炭鉱業というものを安定させなければ

ならぬという世論が非常に高まつてき

ています。

このよ

うな情勢を考えてみますと

この法律案は、その内容に、現在の

合理化を強く推し進めるために、保証

基金を設定をして、石炭合理化事業団

が銀行に保証するという、その保証業

務を新たに設けようとするのであります。

して、このことは、現在行なわれてお

らぬ首切り合理化というものをさらに強

めていこうという、その考え方に基づ

いておるということを指摘しなければ

ならないであります。従いまして、

私どもは、今までいろいろと論議さ

れて参りました過程から考えてみまし

ても、このよ

うな首切り政策というも

の、このよ

うな首切り合理化を推進し

ていくというよ

うな法律案というも

は、これは時代逆行であり、情勢が大

きく変化いたしました今日の状況には

適合しないということを、強く指摘し

たいと思うのであります。池田総理

は、先ほど勝間田委員の質問に対しま

して、さいの川原の石積み的な首切り

合理化の政策はやらないと言つたとい

う指摘に対しまして、そうした手紙が

自分に来たのだということを言つたに

すぎないということをございました

が、そうした考え方というものを肯定

するという意味の言明がありましたこ

安心して働ける職場にするという、きめ細やかな政策がなされたのです。このようなことを取り上げてみますとき、残る間題は、これらの言明、これらの意思表明をすみやかに実行するということ、これのみが残されておると思うのであります。

石炭産業安定の方策というものは、私は幾つもないと考えております。その方法といたしましては、炭労の石炭政策転換要求の中において、あるいはまた各界各層において、石炭政策を転換をしてもらいたい、石炭産業の安定をしなければならぬといったような多くの意見が開陳されておる。さらには、連日非常に真剣に質疑をかわされたりました本委員会の意見の中に、質疑の中に、あるいは答弁の中に、そうした方向というものは明らかにされておると私は考るのであります。端的に私は申し上げたい。炭鉱には、今や大きな火災が発生をしておる。多數の人が人と中毒患者が出ておるということであります。この火災は、この人が人は、この中毒患者は、小さな消火器では今や消しとることはできません。張りつけ薬的な治療では、全治せしめるとは不可能であります。徹底した消火作業を行なわなければならぬ。張りつけ薬的な治療以外には救済する道はないと考えております。今や石炭産業を救う道は、抜本的な政策以外にはございません。首切りと貸下げをなくすこと以外には、安定した職場とできないと確信をいたすのであります。

理な政策を強行していくこと以外はない。このことに対しまして、私どもは大きな不安を持っておりまます。連日行なわれました質疑の中におきまして、この点はつきり政府当局の考え方というものが表明されていないということであります。いろいろ離職者対策であるとか、あるいはもろもろの政策において前向きの姿勢がおされましたことは、これは事実であります。その点は率直に認めたいと思います。しかし、そうした根本的なことに対する対応としての政府のはつきりした意図の表明がないということであります。

このようなことを考えてみますとき、私どもはまず、石炭政策の安定の方策というものは、先ほど来勝間用委員の質疑の中にも展開されましたように、要は石炭政策を根本的に、抜本的にこれを改めるということでありります。すなわち流通機構というものを一元化していく、整備する、鉱区の整理統合をやる、休眠鉱区の開発を行なつていく、これらの方策を講ぜずしては、とうてい私は不可能であると思ひます。さらに、こうした根本的な政策の前に政府がすみやかに実行しなければならないことは、いわゆる鉱業法を改正するということであります。現在の鉱業法は法体系といたしましては、それなりにばらばらなものでございましまふ。しかし、今日地すべりをいたしております。先順権というものがそのまま認められていくこと、あるいはこれが租鉱権であるとか、そうした貸下げを目的としてこの法律が悪用されておること、実情に即さないということ、このような法律を改正するということ

は、私は当面の急務であると考えております。さらには、豊州炭鉱の水没事故につきましても、あのとうとい犠牲者の遺体は、今日引き上げをすでに放棄するという結果になりました。相次ぐ事故発生によって、多くの石炭労働者が犠牲を受けております。遺族の方は非常な苦しい状態に追いやられておるところが、これまで日下の急務であると考へてあります。私が政府に望むところは、もっと積極的にこれらの法律の改正をやってもらわなければならぬということであります。こうしたことを考えておりますとき、ただいま議題となつておりますところの、この合理化法の一部改正法案といふものは、これは全く、今までいろいろと論議されて参りました前向きの姿勢というものが後退せしめるものである、せっかく前進しようということに対して水をさす法律案であると考えるのであります。以上申し上げましたいたる点からいたしまして、この改正法律案に対する意見を表明いたしまして、討論を終わりたいと思います。(拍手)

整理の問題が、まことに遺憾でござります。これは石炭産業の近代化を進めまして、その長期安定をはかるための方やむを得ない過渡的な現象であると考えざるを得ないであります。そこで、現下の石炭産業の実情を見ますと、特に最近の金融引き締めのもとにおきましては、この長期運轉資金の確保はどうてい望み得ない実情にあるのでござります。このために政府をいたしましては、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正し、石炭鉱業合理化事業團に三億円の出資を行ない、これを基金として、市中銀行融資の際に、五割の保証を行なわんとするものでございまして、現下の情勢のもとにおきましては、当を得たものと考える次第でございます。この法律によりまして整理、合理化を行なわんとするものではございませんで、万やむを得ずして行なわれた整理に対し、その後措置に遺憾なきを期せんとするものが、この改正案の趣旨であることは、あらためて申し上げるまでもございません。

○有田委員長 始閔伊平君。

党を代表い
となつてお
指置法の一
まして、き
行なわんと

もかん
業団み
しを行
に対する
の五割
望まし
が、そ
が必要
る次第

がみま
ずからう
なうと
る協調
の保証
なくと
いので
この程度
である
でござ

して、不^レが原資をともに、融資に限度をさ^レも八割程はなかるの政府保^レのではな^レい^レます。

石炭鉱業
を保有し
市中銀

銀行なうこと
うことがあります
ては、こ
引き上げ
うことが
思います
うかと考え

これらの点につきましては、今後におきまして政府がさらに検討を進められることを希望いたしまして、簡単ながら、賛成の討論を終わる次第でござります。(拍手)

て、この再就職に対して、政府は何ら具体的的な裏づけをしておらぬのであります。それからまた政府は合理化を至上命令のごとく命令しておるが、これは命令する資格はありません。といふのは、政府は一休合理化に金を出していますか。今日まで合理化した、非能率炭鉱を買いつぶした、そのためには必要な資金が約八、九十億円使われております。ところが、政府の出しておる金は、乍半ひとつ四億円出しまでけ

がありますか。あまりにも無責任生き方をすると言わなければならぬ。そういう立場から、この合理化法案は執行できないくなっている。離職者の問題の解決ができない。山の合理化をするのに、退職の資金を政府は融通しない。失業した者に対する再就職の再訓練所というところに対する処置もない。実際問題としてこの法律案を通したところで、これは執行できない。もし執行するとするなら、社会不安か社会問題を引き起す以外によく、二、三の問題

とは国の政治に不審を抱かず結果を作
るという点から反対であることを、明
らかに一言申し上げておきます。

○有田委員長 以上で討論は終結いた
しました。
採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○有田委員長 起立多数。よって、本
案は原案の通り可決すべきものと決せ
ました。

全体として三・五倍、東北三・〇倍、
ところが京浜需要地は〇・四五、近畿
需要地は同じく〇・四五、東海需要地
は〇・二三でありまして、地域的な雇
用状態のアンバランスのは是正が最も要
要であります。

今日における童の雇用問題は、中高
年層の就職問題と部分的、局地的な勞
働力過剰地域の解消の問題であります。
最近、経済企画庁の発表によります
と、失業者が多數発生し、慢性不況

うに、戦後日本の炭鉱に炭鉱労働者の多かった当時は、約五十万近くおつた。それが現在では二十二万というふになつております。この二十六、七万の炭鉱労働者はそれぞれ失業者になりましたして、その半数近くは政府の合理化、近代化の至上命令によつて、いわばこれは失業してしまつておる。ところがこの二十六、七万の失業者のうち、政府みずからのおいて再就職あつせんをしたものは、一割はございません。さらに今後合理化をやるといふことになれば、一そうの失業者が出てくるわけであります。政府は、これらに対する具体的な対策を持つておられません。現在、この離職者のための再教育、再訓練所があります。けれどもこれは、ここでその訓練を受ける期間中、わずか一日に三百三十円でありますから、再訓練、再教育所は、多くの多くが閉店休業という状態であります。さらに、ただいま議題になつておられる合理化法を進めていますと、多く

金が借りられないから合理化がやれぬと言うから、両方合わせれば百三、四十億の合理化に対する退職金が要ると思う。合理化をやろうとしても、退職者に對して、大手炭鉱だけで百億の退職資金が要るといつてゐる。おそらく中小もその三分の一くらいありますから、両方合わせれば百三、四十五億の合理化をやるに必要な資金はあつても、その計画が執行できぬ。

合理化をやつて人員の整理を明らかにしておるけれども、退職金がないから、これを解決しておらぬのであります。一体、政治としてそういうこと

なつてゐる。こういうものを、今与党の始閑君が賛成討論をされたが、賛成討論されること自身が、勉強しておられぬか、もしくは与党議員なるがゆえに賛成討論をしたか、まことに悲しむべきことだと私は思つてゐる。国民のための政治、炭鉱労働者のための政治をやるんだから、もつと真剣に取り組んでやつてもらいたい。そういう点から、一つこの合理化法案は、もつと炭鉱労働者のために解決をしてやり得るような法案として、政府は持つてきてもらいたい。池田総理は、心を新たにして思い切つた石炭対策を立ててやります、また佐藤通産大臣も、石炭の問題については社会不安とかそういう問題を起さないようにしてやりますといふことをしばしば発言されております。総理や佐藤通産大臣のおっしゃることを忠実に実行されようとすると、この合理化法案を撤回された方がよろしい。さらに、それを実行されようとするなら、もっとこういう問題の解決のできる裏づけを明確にして提出される方がよろしい。

○有田委員長 次に、産炭地域振興臨時措置法案についての議事を進めます。

討論に入ります。多賀谷眞鎧君。

○多賀谷委員 私は、産炭地域振興臨時措置法案について、日本社会党を代表し、賛成の討論をせんとするものであります。

今日、わが国の政治の最大の課題は、雇用の問題であります。雇用の問題は、二つの面があります。一つは質の問題であり、他の一つは量の問題であります。質の問題は、高度成長の今日なお、世帯主が働いていても生活保護法の適用を受けなければならないほどの低賃金の問題であります。量の問題は、近年、異常な経済成長の伸びと技術革新による雇用構造の変化によって、若い労働者が不足し、ことに新規中学卒には三倍の求人があり、高校卒には二倍の求人がありますが、中高年層の就職はきわめて至難であります。また、労働市場における地域的な殺到率、すなわち求職者数と求人数との関係を見ると、昭和三十六年一月、九州

地域と考えられておるものは、北から
あげますと、夕張地区、函館地区、常
磐、横須賀、舞鶴、御坊、吳、宇部
野田、北九州、大牟田荒尾、佐賀、佐
世保松浦、鹿児島の十三地区であります
。鹿児島の未開発地城を除けば、他
はみなすでに開発された地域であります
。その大部分はかつて軍港として栄
え、戦後駐留軍がいて、それが引き揚
げた地区、石炭のみに依存していた、
いわゆる産炭地域であります。そこに
は鉄道、電鉄が敷設され、水道があ
り、病院があり、住宅があり、町は
りっぱに形成しておるけれども、歩い
ている人々の多くが失業者であるとい
う地域であります。この地域は、未開
発地域の、白い地図に新しく塗るよう
な開発とは異なり、古い地図を新しく
塗りかえるような再開発でありまし
て、きわめて困難な作業であり、しか
も現実に多数の失業者がいるのであり
ますから、きわめて緊急を要する問題
であります。

船、鉄鋼が不況に悩んだとき、単一産業地帯を多角的産業地域に編成するため、一九三四年、特別地域開発及び改善法を制定し、一九三六年に特別地域再建協定法が制定され、さらに第二次世界大戦後、一九四五年の工業配置法、一九四七年の都市農村計画法、一九五〇年には一九三七年法の改正等の一連の立法で再開発が進められ、そして一九四五五年から五〇年までに設立された新工場の過半数は、開発指定地域において行なわれておるのであります。炭鉱離職者の多い地域には二十年計画で広大なニューヨークが建設せられ、ニューキャッスルに近いピーターレーの例では、これらに吸収される炭鉱労働者は、家族の婦人労働者にも職業の機会が与えられ、世帯当たりの所得が、失業前の収入より一・五割から三割高の所得水準が保障されるのであります。

フランスにおいては、同国の三分の一の経済力がパリに集中しており、政府は、地方に工業力をを持たず関係上、地方分散計画を考え、この産業転換計画の中心を石炭再編成に置き、閉鎖炭鉱の多い中央部、南部の工業造成を積極的に行なつておるのであります。

ベルギーにおいても、閉鎖した南部炭田に政府が土地を買い、運河を開いて、アルミ、ビール、医薬品等の産業誘致を進めているのであります。

西ドイツでは、労働力過剰地域を救済地域と指定し、開発の努力をしています。

また、アメリカにおいては、慢性的な失業地帯が非常に問題になり、御存じのように、慢性的不況地域再開発法が制定され、ニューヨーク・フロントニア精神を

標榜するケネディ大統領は、この慢性不況地域再開発に対し大幅な財政措置を講ずることを公約しているのであります。

等の原料を遠く外国から求めることがあります。なれば、輸送費はどこの地点でも変わらないません。工場は自然消費地に建設されることになるのであります。ここに、国として工場配置の計画と強力な財政措置が要求されるゆえんがあるのです。

英國の立法を見てごらんなさい。工業配置法にしても、地方雇用法にしておも、ともに不況地域に工場を建設しようとすると者に対し、工業用地は政府において確保し、無償または減額して貸付または譲渡しておるのであります。しかも、建物の建築まで補助金を出しており、工業用不動産經營公団を作つてその振興をはかつておるのであります。

フランスにおいて現在提案されておるのは、産業の再編成について産業転換開発事務局を設け、産業基金を運用し、地域開発に役立つ工場に対して資本参加をするというのであります。すなわち、産業転換開発事務局が出资をして、利子の要らない金を会社に使わし、会社が国の援助を必要としなくなったときは、その持ち分の株をそのまま投資会社に売却することにしておるのあります。かような強力な援助なければ地域開発は困難であります。

我が國においても、東北振興のためには、東北振興株式会社が設立され、今日までみずから二十数工場を経営し、十九の会社に投資をしておるのであります。私は、この制度を集中的に行なうならば、非常な成果を期待することができると思っております。生

ます。石油資源開発株式会社、電源開発株式会社はもちろん、日本合成ゴムが天然ゴムに対抗するために、量産体制の確立のできるまで政府は出資し、量産体操が確立し、コストが低下し、採算がとれると政府株を放出する方式で運営されておるのであります。ゆえに、産炭地域の振興につきましても、産炭地域は各企業に投資し助成する等の措置の確保、関連施設の整備、また、みずから雇用を拡大する事業を經營しておるのではあります。たゞ、産炭地域は各企業に投資し助成する等の措置を講ずる機関を確立しなければ、たゞ地方税の減免、減価償却の特例措置を行なつても、単なる審議会の調査延案に墮し、単なるベーパー・プランに終わることを私は憂慮するものであります。

しないことは、御存じの通りであります。それで、炭鉱離職者を多く吸収するためには、この地域における炭鉱の深部開発が必要であります。その深部開発をするためには、前提条件として、鉱区の総合整理が必要であり、かつ、政府の積極的な財政投融資が必要であります。第四には、工場の誘致には工業用水が必要であります。現在、筑後川の上流においては二十五億トン、下流において三十七億トンの水量があり、これがまた工業用水の確保ができると思います。かくすることによって初めて新しい町作りができるのであって、水資源の総合的な施策が行なわれるならば、これもまた工業用水の確保ができると思います。かくすることによって、失業地帯の解消ができるのであります。アーリカのTVAのごとき熱意で、構想をもつて行うべきであると思うのであります。

いたしますよう祈念をし、本法案に対して賛成の討論を行なうものであります。(拍手)

○有田委員長 以上で討論は終結いたしました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めました。

(賛成者起立)

○有田委員長 起立總員。よって、本案は原案通り可決すべきものと決せられました。

(賛成者起立)

○有田委員長 起立總員。よって、本

案は原案通り可決すべきものと決せられました。

す。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有田委員長 御異議なしと認めま

(別冊附録に掲載)

四、産炭地域の振興に要する調査費について、これを増額するため、速かに予算上の措置を講ずること。

以上であります。が、本決議の内容等に関しましては、委員諸君はよく御承認のことと存じますので、直ちに採決いたします。

以上の附帯決議を付するに御異議ありませんか。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)に関する報告書
産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)に関する報告書

〔参考〕

午後零時二十三分散会

○有田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました産炭地域振興臨時措置法案に対しまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党的御賛同を得て、次のごとき附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

○有田委員長 お諮りいたしました。

ただいま議決いたしました産炭地域振興臨時措置法案に対しまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党的御賛同を得て、次のごとき附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

○佐藤国務大臣 お諮りいたしました。

通産大臣から発言を求められておりましたので、これを許します。通産大臣。

○佐藤国務大臣 お諮りいたしました。

通産大臣から発言を求められておりましたので、これを許します。通産大臣。

○佐藤国務大臣 お諮りいたしました。

通産大臣から発言を求められておりましたので、これを許します。通産大臣。

○佐藤国務大臣 お諮りいたしました。

通産大臣から発言を求められておりましたので、これを許します。通産大臣。

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき強力な措置を講すべきである。

○有田委員長 お諮りいたしました。

本日議決いたしました二法案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○有田委員長 お諮りいたしました。

本日議決いたしました二法案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

一、産炭地域振興実施計画を促進するため必要な土地の確保、産業関連施設の整備並びに産炭地域内における雇用の増大に資する諸事業の経営及びこれらに対する投資その他の助成等の事業を行なうことを目的とした産炭地振興事業団を早急に設立すること。

○有田委員長 お諮りいたしました。

本日議決いたしました二法案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

二、石炭需要の安定のため、産炭地において火力発電所の設置を更に強力に進めること。

三、産炭地域内の地方公共団体に対しては、財政上の特別措置を講ず